

明倫小学校
いじめ防止基本方針

枚方市立明倫小学校

目次

はじめに -----	1
第1 いじめ防止のための基本的事項-----	2
1. 本校における基本方針策定の目的 -----	2
2. いじめの定義 -----	2
3. いじめ防止のための基本的な考え方 -----	2
4. いじめ防止に向けた役割 -----	3
(1)学校の役割 -----	3
(2)子どもの役割 -----	3
(3)保護者の役割 -----	3
(4)地域・関係機関の役割 -----	3
(5)教育委員会の役割 -----	3
第2 いじめ防止のための具体的方策-----	4
1. 学校の取組 -----	4
(1)学校いじめ防止基本方針の策定 -----	4
(2)いじめ防止に取り組む校内の組織 -----	4
①いじめ・不登校委員会 -----	6
②委員会の役割 -----	6
③年間計画 -----	7
(3)いじめ防止のための具体的な取組 -----	6
①未然防止 -----	6
②早期発見 -----	6
③いじめに対する措置 -----	7
2. 重大事態への対処 -----	9
(1)教育委員会または学校による調査 -----	9
①調査をする重大事態 -----	9
②重大事態の報告 -----	9
③調査の主体 -----	9
④調査を行うための組織 -----	10
⑤事実関係を明確にするための調査 -----	10
⑥調査結果の提供及び報告 -----	11
(2)調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置 -----	11
①再調査 -----	11
②再調査を行う機関の設置 -----	11
③再調査の結果をふまえた措置 -----	11
3. その他の留意事項 -----	11
重大事態への対処チャート -----	12
枚方市いじめ防止基本方針(概要版) -----	13

はじめに

いじめは、断じて許される行為ではありません。

特に子どもにとって、いじめは心と体の成長を損なう重大な人権侵害事象であり、子どもも大人も、社会全体が総がかりで取り組むべき課題です。

学校においても、日頃からすべての子どもに愛情を持って接し、子どもの人間性や正義感を育み、信頼に基づいた子どもとの良好な関係を構築する中で、いじめを許さない風土づくりを進めていかなければなりません。

本校では、いじめのない学校の実現をめざして、学校・家庭・地域や市をはじめとする関係機関がそれぞれの役割を明確にして連携し、いじめの未然防止を最優先課題として取り組むための「明倫小学校いじめ防止基本方針」(以下「明倫小基本方針」という。)を策定しました。

本校では、校内に「いじめ・不登校委員会」を設置して、「枚方市生徒指導マニュアル（いじめ防止編・体罰防止編）」を活用した研修や意見交換を行い、全教職員の情報共有と共通理解のもと、いじめのない学校づくりをめざしています。

また、市が発行する啓発冊子「ストップ！いじめ」を新入生に配付して、電話相談窓口「いじめ専用ホットライン」の周知徹底を図るとともに、市が配置する心の教室相談員を活用して、児童・保護者・教職員の教育相談体制の充実に努めています。

さらには、子ども一人一人の声を受け止め、いじめの未然防止や早期発見につながるよう、毎学期、児童へのいじめに関する問い合わせを含む学校生活アンケートを行っています。加えて、昨年度からはアンケート後に1週間の教育相談期間を設けて、子どもが相談しやすい環境づくりときめ細かな対応を心がけているところです。

本校では、今後も児童・保護者の皆様をはじめ地域・関係機関の方々とともに、児童の安心・安全を守り、あらゆる教育活動が子どもの健やかな成長につながるよう取り組んでまいります。

そのために、この「明倫小基本方針」に基づき、教職員が一丸となっていじめのない学校づくりをめざします。

<基本資料>

いじめ防止対策推進法(平成25年6月文部科学省)

枚方市いじめ防止基本方針(平成26年7月枚方市)

第1 いじめ防止のための基本的事項

1. 本校における基本方針策定の目的

本校は、いじめを重大な人権侵害と受け止めて、いじめ防止対策推進法（以下「法」という。）及び枚方市いじめ防止基本方針（以下「枚方市基本方針」という。）の目的（いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある等）により、いじめの未然防止と早期解決に取り組み、児童の安全・安心を守ることができる学校をつくるために基本方針を定めます。

この方針に基づき、学校が家庭や地域と協力し、また市をはじめとする関係機関と連携して、いじめのない笑顔あふれる学校を実現するために、「自立した」「心豊かで」「健康な」子どもの育成に取り組みます。

2. いじめの定義

法第2条では、

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

一方、好意から行った行為が意図せずに相手側の子どもに心身の苦痛を感じさせてしまった場合など、すぐにその行為を行った子どもが謝罪し、教職員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができている場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能です。

ただし、「いじめ」であるため、学校の「いじめ防止等の対策のための組織」（以下、「いじめ防止対策委員会」という。）への情報共有は当然です。

と定義されています。

それぞれの行為が「いじめ」にあたるか否かの判断については、このいじめの定義に基づき、決して表面的・形式的に陥ることのないよう、すべての教職員の情報共有と共通理解のもと、常にいじめを受けた子どもの立場に立って行います。

3. いじめ防止のための基本的な考え方

子どもは人と人とのかかわりの中で成長し、自分や他者の長所を発見しながら自己実現していきます。そのためには、子どもが温かい人間関係の中で安心して生活できていることが必要です。

ひとたび子どもの集団の中に他者を排除するような雰囲気が生まれると、そこは子どもの居場所として好ましくないもの、例えばいじめを生み出す土壌となり、子どもの健やかな成長を妨げる場となってしまいます。

そのため、子どもの成長の場として大きな役割を担っている学校・家庭・地域において、次に示すようないじめ防止のための基本的な考え方を共有しておくことが大切です。

- 誰もが、

いじめは、どの子どもにも、どの集団においても起こりうること
いじめは重大な人権侵害であり、人として断じて許されない行為であること

を認識しなければなりません。
- この認識に立ち、学校は、家庭・地域・関係機関と連携して、いじめのない学校づくりに取り組まなければなりません。
- 保護者は、保護する子どもがいじめを行うことのないように、規範意識を養うための指導・支援に努めなければなりません。
- 子どもは、自分が大切な存在であることを自覚するとともに、決していじめをしてはならないことを認識しなければなりません。そして、他者に対しては思いやりの心を持って接し、自らが安心して豊かに生活できる社会や集団の形成に努めなければなりません。
- いじめのない社会を実現するために、学校・家庭・地域・関係機関は、それぞれの立場で連携して取組を進めなければなりません。

4. いじめ防止に向けた役割

(1)学校の役割

- 子どもが安心して学び、豊かな生活を送ることができる学校づくりに努めます。
- 子どもが自ら進んでいじめのない人間関係を形成できるよう、子どもを指導・支援します。
- いじめはどの学校にも、どの学級にも、どの子どもにも起こりうることを強く意識し、いじめの早期発見に努めます。
- いじめが発生した際には、早期に解決できるよう、家庭・地域・関係機関と連携して迅速に対応します。
- 校長のリーダーシップのもと、教職員一人一人の人権意識を高め、「SOS のキャッチボールの仕方」や「事案の見立て」、「対応方法」などのいじめの未然防止に向けた研修や子どもたちと家庭との信頼関係を構築するための体制の整備に組織的に取り組みます。

(2)子どもの役割

- 自分のまわりでいじめを見つけたときには、見てみぬふりをせず、いじめを受けた人やいじめを行った人に声をかけます。
- そして、必ずすぐに学校や家庭、地域の大人にも相談します。

(3)保護者の役割

- 子どものいじめを未然に防ぐために、日頃から子どもの話をよく聞き、ささいな変化を見逃さないようにします。
- 常に、学校や地域で子どもを見守っている人々や保護者との情報交換やコミュニケーションを図ります。

- 子どもの悩みを聞いたり、いじめを目撃したりしたときやいじめのおそれがあると思われるときには、速やかに学校・地域・関係機関に相談・通報します。

(4) 地域・関係機関の役割

- 地域の子どもの成長や生活に关心を持ち、いじめの兆候を感じるときには関係する保護者や学校に積極的に情報提供するとともに、連携していじめの未然防止に努めます。
- 子どもたちの健全育成に関わる機関は、その役割を認識して学校・家庭・地域と連携し、いじめ根絶に向けて子ども・保護者への啓発・支援に努めます。

(5) 教育委員会の役割

- 「枚方市基本方針」に基づき、いじめの未然防止及び解決を図るために必要な施策を総合的に推進します。
- いじめの未然防止及び早期発見のため、定期的な調査や啓発を行います。
- 学校や関係機関と連携し、いじめを受けた子どもに対する支援、いじめを行った子どもに対する指導を迅速かつ適切に行います。
- いじめに関する相談体制や教職員研修の充実を図るとともに、いじめ問題を取り組む学校の支援を行います。

第2 いじめ防止のための具体的方策

1. 学校の取組

(1) 学校いじめ防止基本方針の策定

本校は、法第13条の規定に基づき、法並びに枚方市基本方針を踏まえ、自校のいじめ防止等の取組についての基本的な方向、取組内容等を「明倫小基本方針」として定めます。

「明倫小基本方針」には、管理職・生徒指導主事（主担者）・学級担任等の役割を明示するとともに、いじめ防止等のための取組として、早期発見・早期対応のあり方、教育相談体制、生徒指導体制、校内研修等について定めます。また、策定した「明倫小基本方針」は、その内容を各年度の開始時に子どもたちや保護者、関係機関等に周知するとともに、ホームページに掲載するなど家庭・地域に広く周知を図ります。

「明倫小基本方針」に基づいた取組を進めるにあたっては、学校全体でいじめ防止に取り組む観点から、子どもの主体的かつ積極的な取組も可能となるよう計画し、取組を指導・支援します。

(2) いじめ防止に取り組む校内の組織

① いじめ・不登校委員会

本校は、いじめ防止等に関する対応を機能的・効果的に行うため、管理職、生徒指導主担者、人権・生徒指導担当、養護教諭等の複数の教職員で構成する「い

じめ・不登校委員会」を設置しています。

本委員会は、学校におけるさまざまな教育活動を企画する中心的な組織である「企画委員会」や生徒指導の中心となる「人権教育・生徒指導部」「安全・生活指導部」等と連携・協力して機能します。

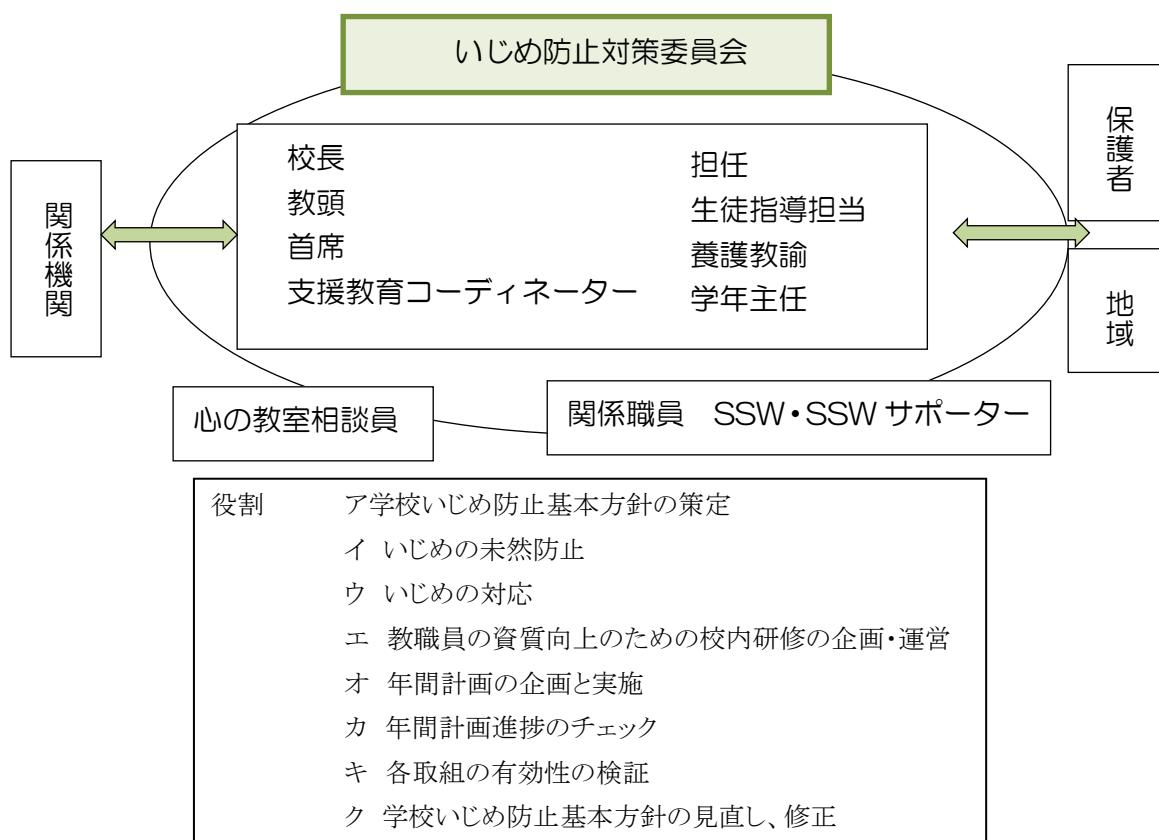
また、法と枚方市基本方針の趣旨に則り、重大事態への対応が必要な場合などには、心の教室相談員や府・市のスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家・相談員、その他必要な関係者を含めた「いじめ緊急対応委員会」を組織します。

②委員会の役割

組織的な対応の中心的組織としての「いじめ・不登校委員会」の具体的な役割は、次のとおりとします。

- 「明倫小基本方針」に基づく取組の実施や具体的な年間計画の企画・立案の中心となる。
- いじめの相談、通報の窓口となり、いじめが疑われる事案等に関する情報の収集と管理、共有を行う。
- 具体的な指導や支援の方針・体制を決定し、関係児童等への事実関係の聴き取りと指導・支援、家庭・地域・関係機関との連携などについて教職員の役割分担を行う。
- 役割分担に基づく学校全体の迅速かつ適切な対応の中心となり、常に対応状況を把握し、必要に応じて方針・体制や役割の見直し・変更を行う。
- アンケート・教育相談の実施時期に合わせて、「明倫小基本方針」が学校の実情に即して機能しているかを点検し、必要に応じて改定を行う。

③ いじめ防止のための組織



(3)いじめ防止の具体的な取組

①未然防止

いじめはどの子どもにも、どの集団にも起こりうることから、学校はいじめの未然防止に向けて、児童が心の通じ合うコミュニケーション能力を身につけ、規律ある正しい態度で授業や行事に主体的に参加し、活躍できるような授業づくりや集団づくりを行います。

また、道徳や特別活動の時間を中心に、常に児童自らがいじめを自分たちの問題としてとらえ、主体的に話し合う機会を数多く設定します。学校は子どもたちが自らいじめを自分たちの問題としてとらえ、主体的に話し合う機会をつくることができるよう、児童会や生徒会を中心とした計画的ないじめ予防のための取組を支援します。

さらに、教職員の言動が児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることがないよう、教職員一人ひとりが指導のあり方に細心の注意を払います。

②早期発見

いじめは気づきにくい時間帯や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人でも発見や判断が困難な形で行われることが多いことを認識することが重要です。特に昨今は、携帯電話やスマートフォンの普及により、周囲にいじめが見えにくいという状況が進んでいます。

教職員は、児童のさまざまな集団を観察することと児童一人一人と関わりを持つことを重視し、どんな小さな兆候も見逃すことのないよう、常にいじめの可能性を考慮する視点を持って対応します。また、教職員自身が、いじめが疑われる状況を軽視したり看過したりすることなく、いじめを積極的に認知する意識が必要です。

このため、学校は日頃から家庭訪問等を通じて保護者を含め、子どもたちと家庭との信頼関係の構築に努め、子たちが示す変化や危険信号を見逃さない視点と感性を磨き、いじめの早期発見の観点が示された「枚方市いじめ対応マニュアル」や「枚方市生徒指導マニュアル(いじめ防止編)」のチェックシート等を活用して情報を交流するなど、具体的な取組を実施します。

あわせて、学校は相談窓口を明らかにするとともに、アンケート調査等を学期に1回以上実施し、その結果の分析や補充の聴き取りを行ったうえで教育委員会に報告するとともに、教育相談期間の設定等により、子どもがいじめを訴えやすい場をつくり、子ども一人一人の実態把握と支援体制の充実に取り組みます。

また、保護者と連携して児童生徒を見守るため、学級担任を中心に個人懇談を活用し、必要に応じて家庭訪問や電話等で連絡を密にします。

【参考】誰かが気づけば……ストップ！いじめ

「あなたは、学校へ行きたくないという気持ちを感じたことがありますか？　そのとき、学校に行けましたか？　それとも行けなかつですか？」

「もしも、学校に『いじめ』があるなら、学校へ行くのがいやになるでしょう。でも、だれかが『いじめ』に気づいてくれて、応援してくれたらどうでしょう。」

「不登校」の背景に「いじめ」が潜んでいることが少なくありません。教師は「いじめられている子が自らいじめを語るということは、非常に難しいことなのだ」ということをしっかりと理解して、教師が「いじめ」を早期に発見するスキルアップに努めなければなりません。

経験豊かな先生方に尋ねてみました。まったく意識していなかつことが次々に出てくるのに愕然としました。「ゴミ箱のゴミが何かを語っているかもしれないなんて……。

・ 教職員間の情報交換	・ 腹痛や頭痛等の体調不良、ケガやあざ
・ 養護教諭・心の教室相談員等との連携	・ 落書の有無。隠語の流行
・ クラブ・委員会活動の担当との連携	・ にらみ・からかい・ふざけのエスカレート
・ 子どもたちの言葉遣いや呼び名	・ 休み時間の職員室・保健室への来室頻度
・ グループのメンバーの変化	・ 掲示物へのいたずら
・ 机・椅子の位置やお道具の様子	・ ゴミ箱等のゴミ（手紙・プリント・残飯）
・ 上靴・下靴やランドセルの様子	・ 児童の観察・指導記録の作成・引継
・ 給食時間の様子	・ 班ノート・個人ノートの取組
・ 登下校や授業の様子	・ アンケートの実施

③いじめに対する措置

教職員による日常の観察・指導はもとより、毎月、教師が自らの観察・指導をふりかえる人権部シートにより情報交流を行うとともに、毎学期に児童に尋ねる学校生活アンケートを行い、アンケート後に教育相談期間を設定します。

多くの場合、いじめの実態を把握することは個人では困難であるので、子どもの小さな変化やいじめの兆候を見かけた場合は、担任等が一人で抱え込むことなく、相談できる者と情報を共有し、迅速に対応しなければなりません。いじめの兆候に気づいたら速やかに対象となる児童や希望する児童との面談を行い、必要に応じて保護者との面談も行います。教育相談等で得た児童等の個人情報については、プライバシーに十分配慮した上で、必要に応じて関係機関に適切な情報提供を行うことがあります。

認知されたいじめに関係する児童・保護者への指導・支援はもちろんのこと、いじめを取り巻く学級や学年、学校全体への指導・啓発に取り組みます。

また、児童の生命に関わることが考えられるような重大事態については、次のとおりに対処します。

いじめを行った子どもに対しては、単に厳しく指導するのではなく、子どもの人格の成長のためにも、状況や心情を聴き取り、教育的配慮のもと、内面に迫る指導を丁寧に行い、継続的に再発防止に向けた適切な指導及び支援を行う必要があります。

また、いじめを見ていた子どもたちに対しても、いじめを止める「仲裁者」や、誰かに知らせる「通報者」になるよう丁寧に指導します。「傍観者」であっても、自分の問題として捉えさせ、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させます。

④いじめ解消の定義

いじめが「解消している」状態については、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があります。

○いじめに係る行為が止んでいること

いじめを受けた子どもに対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること、(相当の時間：少なくとも3か月を目安)

○いじめを受けた子どもが心身の苦痛を感じていないこと

いじめを受けた子ども及びその保護者に対して、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認すること。

また、上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、教職員は、当該いじめのいじめを受けた子ども及びいじめを行った子どもについては、日常的に注意深く観察する必要があります。

2. 重大事態への対処

(1)教育委員会または学校による調査

平成29年、本市ではいじめにより子どもの生命や身体又は財産に関わるような重大な事態が発生しました。こうした事態が発生した場合には、教職員は以下の点を踏まえ、迅速かつ丁寧な事実確認が必要です。

- ① いつ、どこで、誰が、誰から聴取したものなのか
- ② 体験したり目撃した事実なのか、他から聞いた間接情報なのか
- ③ 目撃情報であるなら、どの場所から、どの場所の様子を目撃したのか

これらの情報源のもと、事実関係を確認して、原因と課題を明らかにし、同じことが繰り返されることがないよう対策を講じることが必要です。

また、記憶は、その性質上、事実確認時期が遅れるほど曖昧になるため、できるだけ早期に事実確認を終える必要があります。そのため、目撃者も含めて聞き取る対象者に漏れがなく、かつ、聴き取る事項についても当該出来事に限定せず、過去のいじめや背景も探れる程度の範囲の事実確認を行っておく必要があります。

そして、事実に争いがある場合や、いじめを受けた子どもから事実確認の協力が得られない場合があります。そのような場合であっても、目撃した子どもからの事実確認などによって真実に迫りうる可能性があることから、早期にそれらを尽くす必要があります。

一方、いじめを行った子どもからの聴き取りを行う場合、まずは、日ごろの言動による偏見を白紙にして、その表情や様子、話しかけなどからどのように感じているのかを読み取ると同時に、事実はどうであったのか、なぜ、このような行為に至ったのかなどの言葉にならない声にも耳を傾け、その内面を理解するよう努める必要があります。いじめを行った子どもを含む関わりのある子ども全ての内面を理解できるよう、教員自身の感度をより高め、指導の姿勢とそのあり方を考えていくことが必要です。

①調査を要する重大事態

法第 28 条第 1 項第 1 号「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。」については、いじめを受けた子どもの状況に着目して判断します。

例えば、次のようなケースが想定されます。

- 子どもたちが自殺を企図した場合
- 身体に重大な被害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

第 2 号「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当な期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。」の「相当な期間」については、国の基本方針では不登校の定義をふまえ、年間 30 日間を目安としていますが、日数だけではなく、子どもたちの状況等、個々のケースを十分把握しなければなりません。

また、子どもたちや保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し出があったときには、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と捉えていたとしても、重大事態として対応しなければなりません。

②重大事態の報告

学校は、重大事態と思われる案件が発生した場合には、直ちに教育委員会に報告します。

教育委員会はその事案の調査を行う主体や、どのような調査組織とするかを判断するとともに、重大事態の発生を市長に報告しなければなりません。

③調査の主体

教育委員会は、学校からの報告を受けた際、その事案の調査を行う主体や組織を判断し、次の組織で調査を行います。

ア)学校が主体となる場合

教育委員会は、学校へ指導主事を派遣し、学校に対して必要な指導、人的措置等の適切な支援を行います。

イ)教育委員会が主体となる場合

学校主体の調査では、重大事態への対処及び同様の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、教育委員会において調査します。

この際、因果関係の特定を急ぐことなく、客観的な事実関係を速やかに調査します。

④調査を行うための組織

教育委員会または学校はその事案が重大事態であると判断したときには、当該重大事態に係る調査を行うために、速やかにそのもとに組織を設けます。

ア)学校が主体となる場合

学校が組織した「いじめ防止対策委員会」が調査を行います。

イ)教育委員会が主体となる場合

教育委員会の附属機関である「枚方市学校いじめ対策審議会」を招集し、調査を行います。

⑤事実関係を明確にするための調査

「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となつたいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような様子であったか、いじめを生んだ背景事情や子どもたちの人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすることです。

この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでないことは言うまでもなく、学校と教育委員会が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生の防止を図るものです。

ア)いじめを受けた子どもたちからの聴き取りが可能な場合

いじめを受けた子どもたちからの聴き取りが可能な場合、いじめを受けた子どもたちから十分に聴き取るとともに、在籍する子どもたちや教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査等が考えられます。

この際、いじめを受けた子どもたちや情報を提供してくれた子どもたちの安全を確保することを最優先とした調査実施が必要です。

次に、調査による事実関係の確認とともに、いじめた子どもたちへの指導を行い、いじめ行為をやめさせます。

また、いじめを受けた子どもたちに対しては、状況や心情を聴き取り、いじめを受けた子どもたちの状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰に向けた支援や学習支援等をすることが必要です。

これらの調査にあたっては、「枚方市生徒指導マニュアル（いじめ防止編）」を参考にし、事案の重大性をふまえて、教育委員会がより積極的に指導・支援し、関係機関ともより適切に連携して、対応にあたる必要があります。

イ)いじめを受けた子どもたちからの聴き取りが不可能な場合

いじめを受けた子どもたちからの聴き取りが不可能な場合は、当該の子どもたちの保護者の要望・意見を十分に聴き取るとともに、思いを重く受けとめ、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、調査に着手します。

調査方法としては、在籍する子どもたちや教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査等が考えられます。

⑥調査結果の提供及び報告

ア) いじめを受けた子どもたち及びその保護者への情報提供

学校または教育委員会は、いじめを受けた子どもたちやその保護者に対して、調査により明らかになった事実関係について、いじめを受けた子どもたちやその保護者に対して説明します。

これらの情報の提供にあたっては、学校または教育委員会は、他の子どもたちのプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供します。

イ) 調査結果の報告

調査結果については速やかに、学校は教育委員会に、教育委員会は市長に報告します。

(2)調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置

①再調査

重大事態の報告を受けた市長は、当該報告に係る重大事態への対処または当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため、必要があると認めるときは報告結果について再調査を行うことができます。

再調査についても、いじめを受けた子どもたち及びその保護者に対して、適時・適切な方法で説明します。また、市長はその結果を議会に報告します。

②再調査を行う機関の設置

再調査を実施する機関は、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係または特別の利害関係を有する者ではない者（第三者）で構成し、当該調査の公平性・中立性を図ります。

構成員は、弁護士や精神科医、学識経験者、心理・福祉の専門家等、専門的な知識及び経験を有する者とし、市長が委嘱します。

③再調査の結果をふまえた措置

教育委員会は、再調査の結果をふまえ、必要な措置を講じます。

3. その他の留意事項

本校では、この学校基本方針について、法の施行状況を勘案して隨時見直しを検討し、その結果に基づいて必要な措置を講じます。

重大事態への対処チャート

重大事態の発生

1. いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
2. いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

